計画策定にあたって

1 策定の趣旨と背景

男女共同参画社会とは、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮しあうことができる社会です。

日本国憲法には個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、この憲法のもと、法律や 制度が整備され、全国的な男女共同参画の推進が図られてきました。

国では、さらなる女性活躍加速のための取組が進められており、平成27年9月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」が公布されました。この法律は令和元年に一部改正され、一般事業主行動計画の策定義務対象の拡大やハラスメント防止対策の強化等の措置が盛り込まれました。また、平成30年5月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことが基本原則とされました。

一方、国際的な動きとしては、平成27年9月の国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs*)が採択され、17の目標の中の1つに「ジェンダー*平等の実現」が掲げられました。世界経済フォーラム(WEF)が令和元年12月に発表した我が国のジェンダー・ギャップ指数(男女格差指数)は153カ国中121位となっており、厳しい環境となっています。豊かで活力ある持続可能な社会を実現するためには、さらなる男女共同参画の推進が不可欠であり、次世代を担う女性・女児の能力向上(エンパワーメント*)のための取組を強化していかなければなりません。また、育児・介護支援や配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶など、安心して暮らせる社会づくりに向けた取組も重要となります。

本町では、平成28年3月に「第三次大泉町男女共同参画推進計画」(以下、「第三次推進計画」という)を策定しました。第三次推進計画における令和元年度末までの進捗状況を調査したところ、計画の122事業ほぼ全ての事業で「達成」「やや達成」の評価となっており、概ね計画通りに事業が進行しています。今後も、これらの事業を継続することによって、より一層の男女共同参画が図られるものと考えられます。

本計画は、第三次推進計画の計画期間が、令和2年度で終了するにあたり、これまでの取組の成果と検証、住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえて、新たな課題への取組を示し、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」を策定しました。

* 用語集に解説を掲載しています

2 計画の位置付けと性格

- (1)「男女共同参画社会基本法*」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」 として位置付けられるものであり、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合 的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2)国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「群馬県男女共同参画基本計画(第5次)」 を勘案した計画です。
- (3)「大泉町みらい創造羅針盤〜大泉町総合計画2019〜」の部門別計画の一つであり、「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」等、関連する町の部門別計画と整合性を図り策定したものです。
- (4) 本町の「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」に基づくまちづくりを推進するものです。
- (5)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律*」第2条の3、第3項に基づく「市町村基本計画」を含みます。
- (6)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含みます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度~令和7年度までの5年間とします。

4 計画の策定体制

策定体制としまして、次の組織を設置しました。

- (1) 大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会
- (2) 大泉町男女共同参画推進計画策定委員会
- (3) 大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議

また、計画素案についてパブリックコメントを実施し、計画に町民意見をより反映できるよう努めました。

5 国・県の動き

年	世界	日 本	群馬県
昭和50年 (1975年)	●第1回世界女性会議「国連婦人年世界会議」(メキシコ) 「世界行動計画」を採択		
昭和52年 (1977年)		●「国内行動計画」策定 ●国立婦人教育会館開館	
昭和54年 (1979年)	●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総 会で採択		●群馬県婦人問題懇話会を設置
昭和55年 (1980年)			●「新ぐんま婦人計画」策定
昭和60年 (1985年)		●「男女雇用機会均等法*」公布 ●「女子差別撤廃条例*」批准	●国連婦人の10年最終年記念 群馬大会
平成3年 (1991年)		●「育児休業法」公布	
平成7年(1995年)		●「育児休業法」が「育児・介護 休業法*」に改正	
平成8年 (1996年)		●「男女共同参画2000年プラン」 策定	
平成11年 (1999年)		●「男女共同参画社会基本法」 公布・施行	●「99 新潟・福島・群馬三県女性 サミット」を群馬県で開催
平成12年 (2000年)		●「男女共同参画基本計画」を策定 ●「ストーカー規制法*」公布・施行	
平成13年 (2001年)	●第45回国連婦人の地位委員会 開催(ニューヨーク)	● 「配偶者からの暴力防止及び被害 者の保護に関する法律」 (DV防止法)公布・施行	●「ぐんま男女共同参画プラン」 策定
平成16年 (2004年)			●「群馬県男女共同参画推進条例」 制定
平成17年 (2005年)		●「男女共同参画基本計画 (第2次)」策定	
平成18年 (2006年)			●「群馬県男女共同参画基本計画 (第2次)」策定
平成19年 (2007年)		●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動 指針」策定	
平成21年(2009年)			●「ぐんまDV対策基本計画 (改訂版)」の策定 ●「ぐんま男女共同参画センター (愛称:とらいあんぐるん)」設置
平成22年 (2010年)		●「第3次男女共同参画基本計画」 策定	
平成23年 (2011年)			●「群馬県男女共同参画基本計画 (第3次)」策定
平成25年 (2013年)		●「ストーカー規制法」改正	
平成27年(2015年)	●国連サミットで「持続可能な開発 目標(SDGs)」が採択	●「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」公布・施行 ●「第4次男女共同参画基本計画」 策定	●「ぐんま女性活躍大応援団」開始 ●「ぐんま輝く女性表彰」開始
平成28年(2016年)			●「群馬県男女共同参画基本計画 (第4次)」策定
平成30年 (2018年)		● 「政治分野における男女共同参画 の推進に関する法律」公布・施行	
令和元年 (2019年)		●「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」改正	